

公 示

2026 年 9 月 1 日
学校法人工学院大学
理事長 今村 保忠

工学院大学学長選任規程第 9 条の規定に基づき、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションを下記の通り公示します。

記

■関連法令および内部規則

【学校教育法 第九十二条】

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

【大学設置基準 第十二条】

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

【工学院大学学長選任規程 第 9 条】

学長となる者は、学識が優れ、校務をつかさどり、所属教職員を統督するにふさわしい者とする。

2 理事長は、次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッションについて、理事会で審議し決定したうえで、あらかじめ公示するものとする。

【次期学長に求める要件】

- 1 本学の建学の精神を体得し、大学の将来構想と持続的発展に強い熱意を持つ者
 - 2 高い倫理観を持ち、教職員の模範を示せる者
 - 3 学術研究の経験があり、教育および研究組織のリーダーとして責任を果たし得る者
 - 4 組織マネジメントの経験があり、教学組織の長として、大学および学園全体の発展を踏まえた大局的視点に立つ者
- ※ 任期中は学長としての職務を優先する
- ※ 次期学長の要件およびミッションにおける大学には大学院を含む

【次期学長が達成すべきミッション】

任期中 3 年間のうちに、学長は教学組織の長として、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づいて、創立 150 周年（2037 年）の社会環境を見据えた大学の将来構想を示し、改定中にある学園の長期目標、中期計画に即しながら、大学における事業計画の実行をリードする。大学進学者数の推計が大幅に減少（2040 年には 21 年比で約 27%減）することが予測される厳しい環境の中、優秀な学生の確保と共に、組織の在り方、運営の見直し、近年停滞していた取り組みを動かすなど変革を推し進め活気づけ、工学院大学の持続的発展を目指す。

1 教育活動の推進

工学的な知識と技術を備えた、ものづくりを支える人材の育成に向けて、各学部および研究科における教育の質と魅力を高め、教育の改善に取り組む。学修者本位の視点にたった教育成果の可視化に向けたデータの利活用を推進する。また、AI や DX を活用した先進的な大学運営の実現に向けた改善に積極的に進める。

2 研究活動の推進

工学院大学の特色を明確にし、国や産業界の動向を的確に捉え、外部資金の獲得に向けて取り組む。

大学発ベンチャーなど研究成果を新市場創出につなげる「イノベーションの担い手」としての期待に応えていく。

3 社会連携の推進

地域連携、産学官連携、大学間連携、高大連携、国際連携などネットワークを形成し、単独では成しえない社会課題の解決に向けた取り組みをおこない、大学が社会から求められている「知のプラットフォーム」の期待に応え、独自の社会的役割を世の中に示していく。

4 教学組織マネジメント

4-1 教学組織の執行体制整備

教学組織のマネジメントにあたり、副学長を指名し権限と役割を明確にするとともに、意思決定プロセスを適切に構築する。また、学部長を指揮し、適切な権限委譲を行い、各学部の特色を活かした教育研究に取り組む。

4-2 資源の有効活用

理事会の方針により配分された資源（事務組織/キャンパス/予算等）を有効に活用す

る。新宿キャンパスでは、大規模改修工事が進む中でも円滑かつ安全に教育研究活動を行い、改修後の新しい施設設備では、これまでできなかったより質の高い教育・研究を行えるよう計画を進める。八王子キャンパスについても教育研究の活用計画を策定し、遂行する。

4-3 教員の採用、任用、評価

教員の採用、任用、評価について学園全体方針、事業計画に沿って遂行する。また、ダイバーシティ、男女共同参画に配慮し、多様な価値観を持つ人材からなる柔軟な組織を目指す。教職員のウェルビーイングの観点にも十分配慮する。

4-4 附属中高と大学の連携強化

附属中学・高等学校等との連携強化を進め、学園全体の価値を高める。

4-5 適切なガバナンス体制の構築

学生・教職員の安全安心の保持、教職員のコンプライアンス遵守を徹底し、ハラスメント防止、公正な研究、研究費の適切な使用等に努める。また、情報開示や評価、説明を適切におこない大学ステークホルダーとの信頼関係を確かなものとする。

以上